

青梅市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市モーターボート競走事業管理者の給与および旅費に関する事項を定めることを目的とし、本条例を制定したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、青梅市モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）の給与および旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 管理者の給料月額は、7 2 0 , 0 0 0 円とする。

2 新たに管理者になった者には、その日から給料を支給する。

3 管理者がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。

4 前 2 項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、または月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(旅費)

第 3 条 管理者に支給する旅費の額は、青梅市職員の旅費に関する条例(昭

和 26 年条例第 13 号) に規定する市長、副市長および教育長に支給する旅費に相当する額とする。

(手当の種類)

第 4 条 管理者に対しては、給料および旅費のほか期末手当および退職手当を支給する。

(期末手当)

第 5 条 管理者に支給する期末手当の額は、青梅市長等の給与に関する条例(昭和 31 年条例第 14 号)の例による。

(退職手当)

第 6 条 管理者が退職したときは、退職手当を支給する。

2 前項の手当の額は、その者の退職の日における給料月額に勤続 1 年につき 100 分の 228 を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により難い特別の事情がある場合においては、市議会の議決を経て別に定めることができる。

(給料、旅費および手当の支給方法)

第 7 条 管理者の給料、旅費、期末手当および退職手当の支給方法、支給手続および支給制限等(調査審議を含む。)は、この条例に定めるもののほか、それぞれ青梅市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 12 号)、青梅市職員の旅費に関する条例および青梅市職員退職手当支給条例(昭和 26 年条例第 34 号)の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。